

## 現任者向け資格取得支援事業実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、現任者向け資格取得支援事業を実施するにあたり、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

知事は、現任介護職員の離職防止・資質向上を図るため、県内の介護サービス事業所等を運営する法人等（以下「法人等」という。）に対し、当該介護サービス事業所等の介護職員の資格取得を支援する場合の費用の一部について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

### 第2 補助対象研修等

- 1 補助金の交付の対象となる研修等、経費、対象者、補助率及び基準額は、次の表のとおりとする。なお、補助金の交付の対象となる研修等を受講する従業者は、介護サービス事業所等の介護職員とする。

研修等	経費	対象者	補助率	基準額
介護職員初任者研修（※1）	研修受講料（※4）	資格手当制度のある又は導入の計画がある介護サービス事業所等（※5）を運営する法人等	経費（ただし、右記基準額までの2/3	100,000円
介護福祉士実務者研修（※2）	研修受講料（※4）			または
介護福祉士国家試験（※3）	受験対策講座（※4） 受講料・国家試験受験料		1/3	50,000円

※1 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

※2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する養成施設における介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修の課程をいう。

※3 介護福祉士国家試験とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定するものをいう。

※4 補助の対象となる研修受講料等は、入学金及び教材費（テキスト代等）等を除いた金額のうち、法人等が負担した金額とする。

※5 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた新潟県内に所在する介護サービス施設・事業所をいう。

- 2 補助金の額は、介護サービス事業所等を運営する法人等が負担した研修受講料等と基準額のうち、いずれか低い方の額に補助率を乗じた額とする。（千円未満の端数切捨て）

- 3 補助の対象となる研修等は、以下のとおりとする。

- ・補助申請年度中に受講開始し当該年度中に修了する研修
- ・補助申請の前年度以前に受講開始し補助申請年度に修了する研修

### 第3 補助事業の要件等

補助金の交付の要件等は以下のとおりとする。

なお、本事業で補助対象とする経費は、国や県その他公的支援機関等が行う他の補助事業と重複してはならない。ただし、市町村等が同種の補助事業（県補助と併せて補助することで事業者負担の軽減等をする趣旨で行う事業等）を設けており当該補助を受けようとする場合は補助額の合計が受講料を超えないものとする。

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者（下記第6号を除く。）については補助率2/3を適用するが、下記第4号の手当制度が未整備であったとしても、下記第6号を満たせば補助率1/3を適用する。

- (1) 県内の介護サービス事業所等に勤務する従業者が、初任者研修若しくは実務者研修を受講、又は介護福祉士国家試験を受験するために必要な受講料等を法人等が負担すること。
- (2) 補助対象となる費用は、法人等が研修実施機関に直接支払う受講料、又は従業者が負担する受講料に対して当該従業者に支払う支給金を対象とする。ただし、給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限り。また、費用の支払いについては、申請年度の3月31日又は実績報告提出日のうち、いずれか早い日までに完了していなければ補助対象とならない。
- (3) 研修等の受講支援の対象とする従業者の雇用形態は、常勤・非常勤職員を問わない。なお、交付決定を受けていても、補講等により本来当該年度中に修了する予定の研修を修了しなかった場合や実績報告時において退職している場合は、当該従業者に係る費用については補助対象外となる。
- (4) 法人等は、従業者が受講（受験）する資格に関する手当制度（資格取得により給与が上がるもの）を整備しており、介護職員の資質向上及び処遇改善を図っていくこと。
- (5) 介護福祉士受験対策講座を受講する場合は、受講した年度内に介護福祉士の試験を受験することを条件とする。
- (6) 介護職員処遇改善加算を取得した介護施設等であり当該職員に対して処遇改善を行うことに加えて、当該職員に対する奨励金等の支給など当該介護施設等で独自の制度を設け実施し、「資格手当制度導入計画書」を作成し年度内に資格手当制度を設けること。

### 第4 申請書の様式等

本事業による補助を受けようとする者は、交付要綱第5に定める交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、研修修了前又は試験日より前までに次に掲げる書類を添付して提出するものとする。ただし、既に修了した研修については、別に定める期日まで申請を受け付ける。

ア 現任者向け資格取得支援事業実施計画書（様式第1号）

イ 受講者一覧表（様式第2号）

ウ 法人等において、従業者が取得予定の資格に関する手当制度が設けられていることが分かるもの（給与規程等）

エ 受講する研修（資格）の受講（受験）料が分かるもの（研修パンフレット等。なお、受講料に入学金やテキスト代等、補助対象外経費が含まれている場合は、その内訳が分かるものとする。）

オ 介護職員処遇改善加算の届出書類の写し及び奨励金等の内容が分かる書類（補助率1/3の場合のみ提出）

カ 資格手当制度導入計画書（様式第5号）（補助率1/3の場合のみ提出）

## 第5 実績報告書の様式等

本事業に係る実績報告をしようとする者は、交付要綱第12に定める実績報告書（要綱第5号様式）を作成し、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付申請年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

- ア 現任者向け資格取得支援事業実施結果報告書（様式第3号）
- イ 研修等を受講した従業員の在籍証明書（様式第4号）
- ウ 受講料等の支払い確認書類（研修実施機関発行の受講料等領収書の写し等）
- エ 初任者研修の修了証明書、実務者研修の修了証明書、介護福祉士の受験対策講座修了証明書等又は介護福祉士受験票の写し
- オ 従業員に受講料を支給した場合は支給明細書又は支給金受領書等の写し
- カ 奨励金等の支給が分かる書類（任意様式）（補助率1/3の場合のみ提出）

## 第6 補助金の返還

知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 資格手当制度導入計画により予定した期限までに制度が実施されなかったときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## 第7 消費税等仕入控除額の確定に伴う報告

補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、交付要綱第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に受講した初任者研修及び実務者研修を対象として適用する。また、介護福祉士は平成28年4月1日以降に受講した受験対策講座及び試験受験料を対象として適用する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日に適用する。

### 附 則

この要領は、平成30年5月2日から施行し、平成30年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日以降に実施した対象事業について適用する。

ただし、平成30年度に受講済みであるが研修修了証の発行が平成31年度となった法人等の従業者についての補助基準額は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年5月12日から施行し、令和2年度に交付申請を行う事業から対象とする。

附 則

この要領は、令和3年5月11日から施行し、令和3年度に交付申請を行う事業から対象とする。

附 則

この要領は、令和4年5月31日から施行し、令和4年度に交付申請を行う事業から対象とする。

附 則

この要領は、令和5年6月12日から施行し、令和5年度に交付申請を行う事業から対象とする。

附 則

この要領は、令和6年7月5日から施行し、令和6年度に交付申請を行う事業から対象とする。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、令和7年度に交付申請を行う事業から対象とする。